

【タイ】 タイ知的財産局（DIP）におけるマドリッド協定に基づく商標登録証の電子化について

2025 年 9 月 15 日
ジェトロ・バンコク事務所

事務局より、タイ知的財産局（DIP）におけるマドリッド協定に基づく商標登録証の電子化についてご案内いたします。

2025 年 8 月 6 日、タイ DIP が「商標登録証および商標登録証の代替証の新様式に関する知的財産局告示」を発出し、本告示は 2025 年 8 月 15 日に施行されました。

マドリッド協定に基づく商標登録証について、これまでタイでは、現地代理人が存在する場合はタイ DIP から現地代理人に紙媒体の商標登録証が送付されていましたが、現地代理人が存在しない場合は商標登録証が発行されない問題が生じていました。しかしながら、施行済みの新制度では、現地代理人の有無にかかわらず、出願人は電子商標登録証にアクセス可能となります。そして、今後、マドリッド協定に基づく商標登録証は紙媒体で発行されません。

電子商標登録証は、タイ DIP のオンラインシステム (<https://search.ipthailand.go.th/>) で出願番号を検索することで確認できるほか、WIPO の Madrid Monitor

(<https://www3.wipo.int/madrid/monitor/en/>) でも確認可能です。また、電子商標登録証の右下に記載された QR コードをスキャンすることで、タイ DIP のオンラインシステム上の当該出願情報にアクセスすることができます。

電子商標登録証には、公開鍵基盤（PKI）を用いた登録官のデジタル署名が電子的に付与されます。このデジタル署名はタイ電子取引法（仏暦 2544 年（2001 年））およびその改正法に基づき法的に認められており、紙媒体の登録証に記載された自筆署名と同等の法的効力を有します。したがって、電子登録証は紙媒体と同様の公文書として使用することができます。

情報公開日

2025 年 8 月 14 日

URL 等

<https://www.ipthailand.go.th/th/dip-law->

[2/item/announcement_new_trademark_certificate_format_2025.html?category_id=2224](https://www.jetro.go.jp/2/item/announcement_new_trademark_certificate_format_2025.html?category_id=2224)

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。